

今回のリスク評価結果をふまえた特殊健康診断等について（案）

【経緯】

- 「化学物質のリスク評価検討会」(座長 名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授) において、平成 20 年度に 20 物質を対象とする初期リスク評価が行われ、うち 7 物質について、平成 21 年度に詳細リスク評価が行われた。
- また、平成 21 年度委託事業「職場における化学物質のリスク評価推進事業」において開催された「化学物質の健康診断に関する専門委員会」(座長 櫻井治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問) では、上記詳細リスク評価の対象となった 7 物質に係る特殊健康診断の必要性の有無及び健康診断項目について検討が行われた。
- 詳細リスク評価の結果、4 物質 (酸化プロピレン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、ジメチルヒドラジン、1,3-プロパンスルトン) については健康障害防止措置等の対策の検討が行うべきとされた。

【1】 酸化プロピレン

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査
3. 酸化プロピレンによる眼、上気道、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
4. 眼の痛み、せき、咽頭痛、発赤等の眼、上気道の刺激等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査
2. 上気道上皮変化の耳鼻科学的検査 (医師が必要と認める場合)

【2】 1,4-ジクロロ-2-ブテン

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査（保護具の着用状況を確認することが求められる）
3. 1,4-ジクロロ-2-ブテンによる眼、上気道、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
4. 眼の痛み、せき、咽頭痛等の眼、上気道の刺激等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
5. 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査

【3】 ジメチルヒドラジン

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査
3. ジメチルヒドラジンによる上気道の刺激、眼の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
4. せき、咽頭痛等の上気道刺激症状、眼の痛み等の眼の刺激等他覚症状又は自覚症状の有無の検査

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査
2. 肝機能検査
3. 神経学的検査

【4】 1,3-プロパンスルトン

健康診断の対象としない。